

埼玉県青少年健全育成条例の一部改正について(「出会い系喫茶」関係)

1 現状

店舗型異性紹介営業(いわゆる「出会い系喫茶」)については、埼玉県青少年健全育成条例により規制している。(施行日:平成21年2月1日)

規制内容

- 届出の義務付け 青少年の入場禁止
- 青少年の接客従事制限 従業者名簿の常備を義務付け
- 青少年の入場禁止表示等の義務付け
- 営業停止命令 青少年への勧誘行為の禁止
- 条例違反への罰則 立入調査

2 改正内容

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風適法」という。)施行令の一部改正により、「出会い系喫茶」が「店舗型性風俗特殊営業」(ソープランド、ストリップ劇場等)に位置付けられ、風適法による規制対象となるため、風適法と重複する「出会い系喫茶」の規定を埼玉県青少年健全育成条例から削除する。風適法施行令施行日:平成23年1月1日

3 今後の予定

平成22年9月 9月定例議会に改正案を提案
(風適法施行条例案を提案<警察本部>)
平成23年1月 改正条例施行

4 その他

今回の風適法施行令の改正は、平成20年11月12日付け八都県市首脳会議による「店舗型異性紹介営業(いわゆる「出会い系喫茶」)の法規制の実施等について」を受けたものである。